

東部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)整備事業

財産交換協定書

(案)

平成 年 月 日

埼玉県

春日部市

()

東部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）整備事業 財産交換協定（案）

埼玉県（以下「甲」という。）及び春日部市（以下「乙」という。）と[]、
[]、[]（以下まとめて「丙」という。）とは、別紙1記載の事業用地において、丙が東部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）を建設し、その所有権を、甲及び乙が所有する土地と交換する事業を共同で遂行するにつき、以下の条項により協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（目的）

第1条 本協定は、東部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）整備事業に関し、甲、乙及び丙が相互に協力し、甲、乙及び丙の間で財産交換契約を締結するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語は、本文中に明示されているものを除き、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 「本事業」とは、東部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）整備事業をいう。
- (2) 「事業用地」とは、別紙1記載の土地をいう。
- (3) 「入札説明書等」とは、本事業入札に関し甲及び乙が公表した入札説明書及びその他一切の資料、図書等をいう。
- (4) 「応募書類等」とは、本事業の入札において丙が甲及び乙に提出した入札書、入札提案書及び甲及び乙の求めに応じて提出した入札提案書の補足説明、回答書等の一切の資料、図書等をいう。
- (5) 「本建物」とは、丙が入札説明書等及び応募書類に基づき事業用地に整備すべき建物をいう。
- (6) 「渡財産」とは、本協定及び財産交換契約において規定される財産の交換において、甲及び乙が丙に移転する財産として別紙2の物件目録に定めるものをいう。
- (7) 「受財産」とは、本協定及び財産交換契約において規定される財産の交換において、丙が甲及び乙に移転する財産として別紙2の物件目録に定めるものをいう。

（基本的遵守事項）

第3条 丙は、本協定に基づく義務の履行に関し、入札説明書等及び応募書類を遵守しなければならない。

(費用負担)

第4条 本協定の締結及び履行に関して、甲、乙及び丙に生ずる費用及び公租公課は、別に定めがある場合を除き、それぞれ各自の負担とする。

(権利義務の譲渡)

第5条 甲、乙及び丙のそれぞれは、本協定の他の当事者の事前の同意を得なければ、本協定から生ずる権利及び義務を譲渡し、又はこれに担保権を設定する等の一切の処分をしてはならない。

(丙の権利義務)

第6条 本協定における丙の権利は、丙を構成する企業が共同してこれを行使するものとし、本協定における丙の義務は、丙を構成する企業が連帯して負担するものとする。

(書面主義等)

第7条 本協定に基づく通知、承諾、同意並びに解除の意思表示は、相手方に対する書面をもって行わなければならない。

2 本協定に関する甲又は乙から丙への通知は、丙を構成する企業を代表する[代表企業]に対して行うものとし、[代表企業]は自己及び他の企業のために当該通知を受領するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定は、締結の日から効力を生じ、第18条に規定する財産交換契約の締結をもって終了する。

第2章 実施設計図書の作成

(実施設計)

第9条 丙は、本協定締結後、直ちに、入札説明書等及び応募書類等に従い、甲及び乙との協議のもと本建物の実施設計を行うものとし、かかる実施設計を平成 年 月末日までに完成し、甲及び乙の承諾を得るものとする。

2 前項の実施設計に着手する前に、丙は事前に設計業務を委託する者について、県・市の承諾を得なければならない。

3 丙は、第1項の実施設計の着手に際し、設計業務の実施体制、スケジュール等の内容を含んだ設計業務計画書を作成し、甲及び乙の承諾を得るものとする。

4 丙が作成すべき実施設計図書のリストは、別紙3に示すとおりとする。

(事業用地の立入り)

第 10 条 丙は、必要に応じて、事前に甲及び乙の承諾を得たうえで、実施設計図書の作成に必要な調査等を実施する目的のために、事業用地に立入ることができる。

2 前項の調査等は、全て丙の費用と責任において実施する。

(近隣対策)

第 11 条 丙は、実施設計図書の作成に当たり、必要に応じ合理的な近隣対策を行うものとする。

2 甲及び乙は、前項に規定する丙の近隣対策に対し、必要な協力を行うものとする。

(著作権)

第 12 条 丙は、本協定に基づき作成した実施設計図書の著作権を甲及び乙に帰属させるものとする。ただし、本建物が甲及び乙以外の第三者の区分所有となる場合は、甲、乙及び当該第三者との共有となるよう帰属させるものとする。

第 3 章 財産交換

(基本計画)

第 13 条 甲、乙及び丙は、別添の「東部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)整備事業」基本設計図書及び事業計画書をもって財産交換基本計画と決定することを承認する。なお、財産交換基本計画を変更する場合には、甲、乙及び丙が協議の上、書面により変更するものとする。

(財産交換)

第 14 条 甲及び乙は、渡財産を丙に移転し、丙は受財産を、渡財産と交換に甲及び乙に移転するものとする。

(交換後の土地所有形態と建物所有形態)

第 15 条 前条の交換後の事業用地の所有形態及び本建物の所有形態は、別紙 4 に示すとおりとする。

(建物価額)

第 16 条 甲の受財産にかかる本建物の建物価額は、[]円(消費税 円を含む。)とする。また、乙の受財産にかかる本建物の建物価額は、[]円(消費税 円を含む。)とする。

2 本建物の用途は公共施設とする。

(土地価額)

第 17 条 甲の渡財産にかかる土地価額は、[]円とする。また、乙の渡財産にかかる土地価額は、[]円とする。

(財産交換契約)

第 18 条 甲、乙及び丙は、本章に定める交換に関して、平成 年 月末(別段の合意ある場合を除く。)までに財産交換契約を締結するものとする。

第 4 章 協定の解除

(甲及び乙の解除)

第 19 条 甲又は乙は、丙に次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたときは本協定を解除することができる。

- (1) 丙を構成する企業のいずれかについて破産、会社更生、民事再生又は特別清算の
手続が申し立てられたとき、又は構成する企業の取締役会によってそれらの手続開
始の申立が決議されたとき
- (2) 丙が第 9 条第 1 項に定める期限までに実施設計図書を完成させ、甲及び乙の承諾
を得られない場合
- (3) 丙が本協定の重要な義務に違反した場合
- (4) 甲、乙と丙との間で、平成 年 月 日に締結された東部地域振興ふれあい拠点施
設(仮称)整備事業基本協定が丙の帰責事由により解除された場合

(丙の解除)

第 20 条 丙は、甲又は乙に以下の事由が生じた際には本協定を解除することができる。

- (1) 甲又は乙が本協定の重要な義務に違反した場合
- (2) 甲、乙と丙の間で、平成 年 月 日に締結された東部地域振興ふれあい拠点施
設(仮称)整備事業基本協定が甲又は乙の帰責事由により解除された場合

(損害賠償)

第 21 条 本協定の当事者の責めに帰すべき事由により、本協定が解除された場合、他の
当事者は解除により生じた損害の賠償を解除につき責任のある当事者に対して請求する
ことができる。

2 前項の場合において、本協定が丙を構成する企業の責めに帰すべき事由により解除さ
れたときは、丙を構成する企業は連帯して甲及び乙の損害を賠償する責に任ずる。

第5章 雑則

(言語)

第22条 本協定の履行に関して、甲、乙及び丙の間で用いる言語は日本語とする。

(準拠法)

第23条 本協定は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

(管轄裁判所)

第24条 甲、乙及び丙は、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、さいたま地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(定めのない事項)

第25条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は本協定の解釈に関して疑義が生じたときは、そのつど、甲、乙及び丙が誠実に協議して、これを定めるものとする。

本協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、甲、乙及び丙の代表企業が各1通を所持する。

平成 年 月 日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
甲 埼玉県

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県春日部市中央六丁目2番地
乙 春日部市

春日部市長 石川 良三

住 所
丙 代表企業名

氏 名

住 所
企業名

氏 名

別紙 1 事業用地

1. 土地（本建物計画敷地）

所在地：

地 目：

地 積：

所有者：

[地積測量図及び現況図を添付]

別紙2 物件目録

物件目録(一)：渡財産(甲及び乙が交換に供する物件)

甲が交換に供する物件

所在地：

地 目：

地 積：

乙が交換に供する物件

所在地：

地 目：

地 積：

物件目録(二)：受財産(丙が交換に供する物件)

所在地：

建築面積：

延床面積：m²

構造階数：

[建物面積表を添付(受財産部分を明示)]

別紙3 実施設計図書リスト

1	実施設計図
	建築〔意匠〕
	建築〔構造〕
	電気設備
	機械設備
	外 構
2	備品計画
3	工事費内訳書
4	完成予想図
5	模型
6	法令手続き図書
7	調査資料
8	技術資料
9	打合わせ議事録
10	官公庁協議書
11	要求水準確認計画書及び報告書
12	電子納品データ

提案内容に応じて、甲及び乙は必要な追加検討、追加図書を求める場合がある。

別紙4 土地及び建物の所有形態

1 土地所有形態

甲：

乙：

丙：

2 建物所有形態

甲：

乙：

丙：

別添

- 1 . 「東部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）整備事業」基本設計図 [書]
- 2 . 「東部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）整備事業」基本計画